

東日本大震災の集中復興期間の延長及び特例的な財政支援の継続等 についての緊急提言（案）

全国知事会
東日本大震災復興協力本部

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から 4 年余りが経過した。

国におかれては、被災地の復旧・復興の推進に向けて、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の集中復興期間の復興財源の確保、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設、各種事業の要件緩和、人的支援の充実、用地確保の促進措置など、様々な支援措置を講じていただき心より敬意を表する。

被災地方公共団体では、こうした国による支援措置を最大限活用しながら復旧・復興に全力を注いでいる。

しかしながら、甚大な被害を受けた被災地の復興まちづくりや産業の再生には長期間を要するものであり、今なお仮設住宅等で避難生活を送る被災者が約 22 万 5 千人に及んでいる。一日も早く被災地の人々が住居や事業を再建し、地域のコミュニティを再生できるようにするために被災地方公共団体が行わなければならない事業はまだ膨大である。

国におかれては、平成 28 年度以降の復興財源のフレームについての検討を開始しているが、一日も早く復興を成し遂げるためには、被災地方公共団体から被災地の実情や意見を十分聞くことが必要である。

については、平成 28 年度以降の復興財源について、被災地方公共団体が復旧・復興を引き続き円滑に進められるよう、以下のとおり提言するものである。

1 集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続

被災地方公共団体が復旧・復興事業を計画的に実施できるよう集中復興期間を延長するとともに、十分な財源フレームを早期に示すこと。

東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税、社会資本整備総合交付金を始めとする「復興枠」による別枠での予算確保など国による特例的な財政支援を継続し、被災地方公共団体に対する財政的負担を求めないフレームとすること。

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、国庫補助負担金の一括交付や基金化を行うなど、各種手続をできる限り簡素化・効率化・迅速化すること。

2 震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等については、震災復興特別交付税による全面的な財政措置を継続すること。

併せて、被災地方公共団体以外の地方公共団体が行う任期付職員の採用に係る経費及び派遣元で実施する研修等に係る経費に対する財政措置を行うこと。

3 東日本大震災復興交付金の制度継続と改善

復興の進展に伴って生じる新たな行政需要や課題に柔軟に対応できるよう、東日本大震災復興交付金制度を復旧・復興が完了するまで継続する方針を早期に示すこと。

効果促進事業費の一括配分の対象事業を拡大するなど、被災地方公共団体にとって真に使いやすくなるよう制度を改善するとともに、柔軟な運用を図ること。

4 取崩し型復興基金の追加交付等

被災地のまちづくりの進捗に応じて住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の復興に向けた多様な事業に柔軟に活用できるよう、取崩し型復興基金を追加交付すること。

また、復旧・復興のために造成された各種基金についても、復興の進捗状況を十分に踏まえつつ、その終期の延長や必要な積み増しを行うこと。

5 国が行う復旧・復興事業の整備促進と全面的な財政支援の継続

被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確保し、より一層の整備促進を図ること。

復旧・復興に係る直轄事業負担金については、震災復興特別交付税による全面的な財政支援措置を継続すること。